

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	老人福祉法による福祉の措置又は費用徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、老人福祉法による福祉の措置又は費用徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

## 公表日

令和5年5月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による福祉の措置又は費用徴収に関する事務
②事務の概要	藤井寺市は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 老人福祉法第11条に基づき、老人ホーム等へ入所させ、又は当該市町村以外の老人ホーム等へ委託するなど、必要な措置を講じる。 ①老人ホーム等の入所事務にかかわる受付・審査・決定通知等発行 ②老人ホーム等の負担額にかかわる徴収事務 ③老人ホーム等の措置費にかかわる確認支払い事務
③システムの名称	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
老人福祉法による措置又は費用徴収ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の41の項  2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) ・第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし  (別表第二における情報照会の根拠) 61、62の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部高齢介護課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部高齢介護課 072-939-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	藤井寺市健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	高齢介護課長 北裏 善一	高齢介護課長 伊藤 博文	事後	
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①所属長 の役職名	高齢介護課長 伊藤 博文	高齢介護課長	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	<<新設>>	1.基礎項目評価書 2.十分である 3.十分である・十分である 4.十分である 5.提供・移転しない 6.十分である・十分である 7.十分である 8.自己点検・内部監査 9.十分に行っている	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	
令和5年5月26日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月26日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	